

男性労働者の育児休業取得率等の公表について

標記の件について、育児・介護休業法の改正に伴い、2025 年 4 月から、従業員が 300 人超え 1,000 人以下の企業に、男性労働者の育児休業等の取得状況を年 1 回公表することが義務付けられました。

この法改正に伴い、柏市立柏病院では育児休業等の取得割合について、以下に 2024 年度の内容を公表します。

育児休業等の取得割合
育児休業等をした男性労働者の数(1 人)
配偶者が出産した男性労働者の数(4 人)

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- ・育児休業(産後/パパ育休を含む)
- ・法第 23 条第 2 項(3 歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務)又は第 24 条第 1 項(小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務)の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業